

千葉県地域自立支援協議会運営事務局会議
千葉県における障害福祉の課題に関する検討会
(発達障害者に対する支援について) からの提言

平成 29 年 7 月

はじめに

平成 24 年度に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において、担任教員等により知的発達の遅れはないが、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童の割合は 6.5%でした。この数値から推計される千葉市の発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童数は、1 万人を超えます。しかし、相談や支援体制は十分整っておらず、主要な相談機関でも、最初の相談まで数か月待ちという状況が続いています。また、強度行動障害と言われる非常に重度の行動障害のある方たちの受け入れ先がなく、ご家族が追い詰められてしまう現状があります。

発達障害者に対する支援については、本市として、根本的かつ早急に対策を実施しなければならない時期に来ているのは間違いありません。

このような状況を受け、千葉市地域自立支援協議会運営事務局会議において「千葉市における障害福祉の課題に関する検討会（発達障害者に対する支援について）」が、従来の運営事務局会議委員に加え、「発達障害者に対する支援について」というテーマに深く関わる当事者や関係者も参加したうえで開催されました。この提言は、当該検討会で議論された内容や意見をまとめたものです。

千葉市地域自立支援協議会運営事務局会議として、今後、ここに挙げた課題認識（「1 課題」参照）と対応方針案（「2 対応方針案」参照）に基づき、官民協働で本市の障害福祉施策を推進していくことを提案します。併せて、この提言に基づいた具体的な事業について、今後策定される千葉市障害者計画、千葉市障害福祉計画、及び、千葉市実施計画において、できる限り位置付けていただくようお願いします。（他自治体での取り組み等をもとに具体的事業案を掲載しています（「3 具体的な事業案」参照）ので、今後の検討に際して参考としてください。）

※なお、本提言中「発達障害者」との記載には、特に注意書き等がない場合には、発達障害児を含みます。

1 課題

（1）相談機関の不足

ア 発達障害者に関する相談は、現在、市療育センター、市発達障害者支援センター、市養護教育センターが主として対応していますが、近年の発達障害者に関する相談の増加により、各機関とも相談対応が追いつかず、数か月待ちの状況です。

イ なお、このような状況については、保護者等が気軽に相談できる機関が少なく、上記の主要相談機関に集中してしまっていることも、大きな要因といえます。

ウ また、相談ができる機関について、市民に十分に周知されておらず、それぞれの相談機関での役割分担も明確ではありません。

エ 加えて、相談にあわせて実施されることの多い発達障害の医学的な診断について、受けられる場所が、ほぼ市療育センターに限られる状況があり、診断まで相当な期間を要している状況です。

(2) 連携の不足

ア 発達障害者の支援については、当該発達障害者の通う職場や学校・保育所（園）・幼稚園、支援を行う福祉事業所、専門的な支援を行う発達障害者支援センター等の機関、かかりつけ医、各区保健福祉センター、家族等様々な関係者が連携し、行うことが重要ですが、現在、この連携が十分にとれているとは言えません。

イ 特に、保育所（園）・幼稚園から小学校に上がる際や、就職時等、ライフサイクルの切り替わりの時期の連携は非常に重要ですが、学校ごとに連携に対する取り組みにバラつきがあるなど、現場での大きな課題になっています。なお、ライフサイクルの切り替え時に限らず、学校や職場と他の関係者との連携については、ハードルが高いのが現状です。

ウ また、1歳6か月児健診、3歳児健診で、発達障害の疑いのある児童の発見に努めていますが、上記（1）の課題のような状況もあり、その後のフォローアップや専門機関への連携が十分にできていない状況です。

エ 連携に際しては、発達障害者本人に関する関係者間での情報の共有が重要ですが、その仕組みは十分ではありません。発達障害者支援センターで作成している「ライフサポートファイル」や養護教育センターで作成している「個別の教育支援計画」等、個々の機関において情報共有のためのツールを作成しているものの、個々のツールが十分に活用されておらず、かつ、それぞれのツールの有機的な連携が不足しています。全ての関係者が本人について十分な情報を共有でき、統一した方針に基づく支援が行えるような仕組みづくりが必要です。

(3) 療育機関の不足

ア 発達障害者の支援や療育を行える障害福祉サービス事業所や児童発達支援事業所は着実に増加しているものの、需要を十分に満たしているとは言えない状況です。

イ 特に、強度行動障害のある発達障害者に対する支援を行える事業所は非常に少なく、家族が孤立し、追い詰められてしまっているケースも少なくありません。

(4) 強度行動障害者の家族に対する支援

ア 強度行動障害者の支援については、非常に負担が大きく、上記（3）イのような状況のなか、生活自体が破綻しかねない状況に陥っている家族が、確かに存在します。このような方たちへの支援は、最優先に行わなければならない課題です。

イ 強度行動障害者については、通所事業所への送迎や通院が困難であることから、事業所に通えなかったり、病状が悪化するまで病院に行けなかったりすることがあります。

ウ また、行動障害の重度化や発生を防ぐために対策もあわせて実施していくことが必要です。

(5) 実態把握の必要性

ア 上記のような課題に対応するためには、市内の発達障害者がどのような状況におかれ、どのようなニーズを持っているか実態を把握する必要がありますが、本市の発達障害者に対する総合的な調査は未だ行われていません。

2 対応方針案

(1) 相談支援の充実

ア 発達障害者について、各関係機関がどこまでの相談を受け、対応をしていくのか、市全体での検討が必要である。(例えば、基本的な相談は、主要相談機関(療育センター、発達障害者支援センター、養護教育センター)以外の各機関が受け付け、主要機関は、直接、発達障害者本人に対する相談を受けるのではなく、各機関をバックアップする等)

イ 上記の検討にあわせて、上記の主要相談機関について、少なくとも相談待ちが一月以内となるよう、専門家の招聘を含めた人員体制の整備を行うべきである。

ウ また、主要相談機関への相談の集中を防ぐため、気軽に相談できる場を創出すべきである。あわせて、主要相談機関以外の各機関の対応力の向上を図るべきである。

エ 現時点での相談窓口について広く市民に周知すべきである。

オ アの検討にあわせて、発達障害の診断を行える医療機関を増やすための方策を検討すべきである。

(2) 連携の仕組み作り

ア 1歳6か月児健診、3歳児健診で、発達障害の疑いのあるとされた児童へのフォローアップや専門機関への連携について、民間事業所の活用を含め、体制を強化すべきである。

イ 連携の中心となり、本人に対する支援をコーディネートできる人材が必要である。特に障害福祉サービス等を利用する発達障害者については、より綿密な連携が必要となるため、計画相談支援事業所の相談支援専門員がその役割を担えるよう支援すべきである。あわせて、障害福祉サービス等を利用しない発達障害者について、同じような役割を担うのは誰なのか検討をしていく必要がある。

ウ 発達障害者本人に関する情報共有を関係者間で図れるよう、全ての関係機関で共通して使うことを前提とした「支援に必要な情報を書き込めるファイル」を作成することが可能か検討するべきである。

なお、ライフサポートファイルの利用にあたって、記載内容が多く、書きづらいといった意見やどのような場合にパニックになるのか、どのような対応方法をとるとよいのかを記載する欄がないという意見もあることから、ライフサポートファイルや個別の教育支援計画のそれぞれの良いところを活かしながら、検討すること。

エ 未だに学校との連携のハードルが高く、学校ごとに対応にバラつきがある現状を改善するために、他の関係機関と学校とが連携しやすいよう、一定のルールをつくるなど、連携の強化策について検討してほしい。特に、ライフサイクルの切り替え時には、十分な連携が図れるよう、必ず関係者間での話し合いの場を設けることが望ましい。

オ なお、上記の取り組みについて、これから就労する、又は既に就労している発達障害者についても適用できるようにすべきである。

(3) 療育機関の整備

ア 発達障害者の支援や療育を行える事業所を増やすために、既存の事業所等の対応力を高める研修等の取り組みに対する支援を行うべきである。また、こうした事業所に対しスーパーバイズできる機関を整備すべきである。

イ 療育の質や方法について、利用を希望する方たちが確認することのできる仕組みを創出すべきである。

ウ 保護者への情報提供や学びの場として、研修等の場を設けるべきである。

(4) 強度行動障害者への対応

ア 強度行動障害者を受け入れる障害福祉サービス事業所等に、なんらかのインセンティブを付与し、受け入れ後のバックアップも行うべきである。

イ 強度行動障害者の家族支援について、ニーズを聞き取り、必要な支援策を検討、実施すべきである。

ウ 強度行動障害者の送迎や通院の付き添いについて、他の障害種別とあわせ総合的に検討し、対策を実施すべきである。

エ 行動障害は障害の特性ではなく、親や支援者による不適切な対応の積み重ね（合理的配慮の欠如）により発生してしまう二次障害であることから、行動障害の重度化や発生を防ぐため、保護者、保育所（園）・幼稚園の保育士、学校の教師等が適切な対応ができるよう研修等の支援を行うべきである。

(5) 実態調査の実施

ア 発達障害者への支援を検討するため、実態把握のための広範な調査を行うべきである。

3 具体的な事業案

別紙参照

委員名簿

区分	所属	氏名
相談支援事業者	(医)学而会 まるめろ 相談支援専門員	ホリイク エミ 堀池 恵美
	(福)千葉市手をつなぐ育成会 地域生活支援センター 副センター長	ソメヤ エイキ 染谷 英樹
	(福)斉信会 畑町カデシ 支援課長	ヤマダ タカシ 山田 隆志
	(福)栗の木 支援センターはなみがわ 施設長	マツヤマ コウサク 松山 幸作
	(福)宝寿会 若葉泉の里 センター長	オガワ ユウコ 小川 祐子
	(福)あしたば 地域活動支援センター やさし〜ど センター長	カンノ ナオコ 菅野 直子
	(福)春陽会 ティアプラス 真砂 所長	イシノ マコト 石野 誠
障害福祉サービス事業所	(有)トータル介護サービス 千葉営業所 所長	ツチヤ マサユキ 土屋 昌之
行政関係者	保健福祉センター 稲毛区 障害支援班主査	マツザワ タクシ 松澤 剛
	保健福祉センター 緑区 障害支援班主査	スズキ ヒロユキ 鈴木 啓之
	障害福祉サービス課 指導班 主査	ホリシホ タカシ 堀越 隆
	障害福祉サービス課 施設支援班 主査	ヨコモト カズナリ 横本 和也
	障害福祉サービス課 地域支援班 主査	ヒガシマエ ヨシハル 東前 嘉治
	障害者自立支援課 企画班 主査	ヤノ ヒロタカ 矢野 博隆
	障害者自立支援課 給付班 主査	イシイ カスタカ 石井 和孝
	精神保健福祉課 精神保健福祉班 主査	サクライ マコト 櫻井 誠
追加委員 (発達障害者の支援について)	千葉市自閉症協会 会長	キクチ ヒロミ 菊池 裕美
	公益社団法人千葉市幼稚園協会 愛隣幼稚園 園長	スズキ ユカ 鈴木 由歌
	公益社団法人千葉市民間保育園協議会 ふたば保育園 園長	シノハラ イクコ 篠原 郁子
	ケイ・テイ・グループ エリアマネージャー	フナツ ジュンコ 船津 順子
	特定非営利活動法人ひだまり 障害福祉サービス等事業所メーフルーフ 運営管理者	タカヤナギ ヨシヒロ 高柳 佳弘
	(福)あしたば 中野学園 第2寮副寮長	ニシヤマ カツヤ 西山 克也
	(福)斉信会 畑町カデシ 支援課長	モトキ カズキ 元木 一貴
	特定非営利活動法人EPO 理事長	オヤマ テツシ 小山 徹信
	千葉市発達障害者支援センター 所長	カセ ミキオ 加瀬 幹生
	養護教育センター 主任指導主事	チバ ナオトシ 千葉 直敏
	幼保支援課 幼児教育振興班 主査	ウエダ マサヒロ 上田 昌弘
	幼保運営課 指導班 総括主任保育士	ミヤノ ミカ 宮野 美香

検討過程

平成28年7月26日 第1回検討会

平成29年3月14日 第2回検討会